

申請、更新手続きはお忘れなく

## 一人親家庭児童高等学校等通学費援護金支給制度

川越町では、児童の向学心の高揚と福祉の増進を図るため、一人親家庭児童が通学のために利用している交通機関の運賃の一部助成を行っています。

- 【対象者】**  
母子または父子がともに川越町に住所を有し、通学のため交通機関を利用して運賃を負担している通学者。  
ただし、通学者が、児童福祉法の規定による児童福祉施設に入所している場合を除きます。  
※通学者とは、学校教育法に規定する高等学校、専修学校、各種学校、職業訓練校に通学する児童。
- 【支給額】**  
通学に要する運賃相当額（1か月の通学定期券の額）。ただし、1か月3千円を限度とします。
- 【申請手続き】**  
4月28日(火)までに申請書を福祉課に提出してください。申請書には学校長の通学証明が必要です。  
申請書は、福祉課窓口もしくは町ホームページからダウンロードできます。  
(トップページ>子育て>高等学校通学費援護金)  
※5月以降の申請も受け付けますが、申請した月からの支給となります。  
※現在支給を受けている新2・3年生の保護者には、更新手続きのお知らせを送付しています。
- 【問い合わせ先】** 福祉課 TEL366・7116

手当額が引き上げられます

## 児童扶養手当 特別児童扶養手当 特別障害者手当等の 手当額が改正されます

平成26年平均の全国消費者物価指数の実績値に基づき、平成27年4月から各種手当の月額が改正されます。

	現行	平成27年4月～
◆特別児童扶養手当(1級)	49,900円	⇒ 51,100円
◆特別児童扶養手当(2級)	33,230円	⇒ 34,030円
◆特別障害者手当	26,000円	⇒ 26,620円
◆障害児福祉手当	14,140円	⇒ 14,480円
◆福祉手当(経過措置分)	14,140円	⇒ 14,480円

	現行	平成27年4月～
◆児童扶養手当		
全部支給(児童1人の場合)	41,020円	⇒ 42,000円
一部支給(児童1人の場合)	41,010円 ～9,680円	⇒ 41,990円 ～9,910円

※2人目以降の加算額については変更ありません  
※現在、交付されている手当証書には、改正前の金額が記載されています。

【問い合わせ先】福祉課 TEL366・7116



## 自主防犯隊活動に参加しませんか？

川越町では、地域で見守り活動を行う、自主防犯隊の結成を呼びかけています。  
犯罪防止活動は一部の人が活動すれば、「安全なまち」になるというものではありません。一人ひとりの活動が「安全なまち」実現のための大きな原動力になります。

川越町では、地域で見守り活動を行う、自主防犯隊の結成を呼びかけています。  
犯罪防止活動は一部の人が活動すれば、「安全なまち」になるというものではありません。一人ひとりの活動が「安全なまち」実現のための大きな原動力になります。

ジョギング、ウォーキング、犬の散歩などを行いながら、自由な時間に自由な場所で見守りパトロールを行っていただくものです。(活動の種類を限定するものではありません。)  
この見守りは「無理をせず、できる範囲で継続的に」をモットーに実施していきたい

【問い合わせ先】  
環境交通課  
TEL366・7163

# 4月26日(日)は川越町議会議員選挙

## 投票時間は午前7時～午後8時

川越町議会議員選挙の投票日は、4月26日(日)で即日開票します。選挙の告示日は4月21日(火)です。  
私たちにとって身近な町政を担う代表を選ぶ大切な選挙です。あなたの貴重な一票を大切に、棄権することのないよう投票に出かけましょう。

### 投票できる人は

川越町議会議員選挙に投票できる人は、①日本国籍を有し、②平成7年4月27日以前に生まれた方で、③川越町に住所を移転した日(転入届出日)が平成27年1月20日以前で、引き続き町内に住所を有しており、④選挙人名簿に登録されている方です。

### 投票は入場券に記載された投票所で

投票所入場券は、世帯ごとに封書で郵送します。封筒には、同じ世帯の有権者の入場券が入っています。入場券には投票所が明記されていますので、投票日には投票所を確認していただき、各自の入場券を持参してください。入場券に記載されている投票所以外では投票できません。

### 入場券がない場合は

もし、届かなかったり、失くしたりしたときは、投票所の受



付係にその旨を申し出てください。選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できます。

### 投票日に投票所へ行けない人は

投票日当日に次のような理由で投票所に行くことができない人は、期日前投票ができます。  
①仕事や冠婚葬祭などの用務がある人  
②旅行、レジャー、買い物などで投票区域外にいる人  
③治療、出産などのため、歩行や外出が困難になると予想される人

### 期日前投票

期間 4月22日(水)～4月25日(土)  
時間 午前8時30分～午後8時  
場所 役場2階 期日前投票所  
※入場券がお手元に届いていないときは、入場券を持参してください。



### 開票の日時と場所は

日時 4月26日(日) 午後9時～  
場所 役場3階 災害備蓄倉庫

### 【問い合わせ先】

川越町選挙管理委員会  
事務局(総務課内)  
TEL366・7113

## 生ごみの堆肥化で ごみを減らしましょう

生ごみは一般ごみ(燃えるごみ)として収集されていますが、堆肥にして再利用できるのはご存知ですか？川越町では生ごみの堆肥化によるごみの減量を推進しています。家庭で生ごみを堆肥にできる生ごみ処理容器と生ごみ処理機については、環境クリーンセンターで購入経費の補助を行っています。

また、川越町では平成25年3月から豊田一色地区において生ごみの拠点回収実証実験を行っています。4月より新たに亀須地区、高松地区においても拠点回収を開始し、ごみの更なる減量を図ります。回収した生ごみは、環境クリーンセンターで堆肥にしています。

生ごみの堆肥化に関心を持たれた方や作られた堆肥を利用してみたいという方は、環境交通課までご連絡ください。

### 【問い合わせ先】

環境交通課  
TEL366・7163